

明治初年の神社改正問題

——大小神社取調と神宮御改革——

阪本是丸

一、はじめに

明治四年五月十四日、太政官布告第二百三十四が發布され、「神社ノ儀ハ国家ノ宗祀ニテ一人一家ノ私有ニスヘキニ非サルハ勿論ノ事ニ候処」云々として、神社の一人一家の私有のごとき旧来のあり方は「祭政一致ノ御政体ニ相悖リ其弊害不尠」と決めつけたのである。そしてかかる積習・弊害を除去するために「今般御改正被為在伊勢両宮世襲ノ神官ヲ始メ天下大小ノ神官社家ニ至ル迄精撰補任可致旨」を布告したのであつた。⁽¹⁾

さらに同日、太政官布告第二百三十五として官社以下定額、神官職制等が公布され、官国幣大中小社、府藩県社、郷社の定額を制定、また神官に対しては戸籍面からの統制として従来の叙爵廃止、本籍の編籍が令されたのである。⁽²⁾

ここにおいて旧来の大小神社神官はすべて解任、新たに精撰補任されることとなつた。ついで同年七月四日には郷社定則の公布によつて氏神社・産土神社といつた人民大衆に最も密接な関係を有する社の国家的位置づけ、再編成が発足し、⁽³⁾さらに十二日には太政官御沙汰第三百四十六として神宮改革に関する諸件が達せられた。これら一連の国家による神社政策によつて、一応の近代神社制度が整備されたのである。⁽⁴⁾（社寺領上知令や収納分六ヶ年平均高取調、神社祿制制

定取調等も経済的側面からこれを補完するものであつたことはいふまでもない。

しかし、である。この神社改正によつて当の神祇官はいかなる立場に自らを置くことになつたのか、といふ重要な問題が生ずる。はたして何故に結果的に、「神祇官の神社行政は、官幣社の官祭への奉幣、官国幣社の上級神職の人事権、官国幣社への祭式職制の下付に限定されることになつた」⁽⁵⁾のであらうか。矢野玄道らのごとく全国神社の神祇官直支配を理想とする人間も存したであらうが、むしろ神祇官は中央の神社行政の方針が地方(殊に藩)にそのまま円滑に達せられ、貫徹されることをより強く望んでゐたのではなかつたか。そのことは必ずしも神祇官の直接支配を意味しないのである。すでに明治三年八月段階において神祇官首脳部が神祇・太政の形式的な祭政一致的二官制の限界を鋭く悟つてゐた事実はもつと重視されて然るべきではないか。⁽⁶⁾神祇官が地方の神社改正に熱心であつたことは、単に神祇行政の頂点にあつたからといふだけではなく、地方大小藩制の不統一是正、藩(地方レベル)の平準化を第一眼目としたからに他ならない。三年五月の集議院開設に際しての藩制改革に対する神祇官上答もこれを示すものといへよう。矢野玄道や常世長胤にとつてみれば、神祇官の神祇省への改組(太政官被管)は、格下げ⁽⁷⁾としか考へられなかつたであらうが、神社改正による神祇制度の全国的統一化は、少なくとも祭政一致の祭のレベルでの地方統一、中央集権化をもたらしたのである。神祇官は既に主要な任務を終へてゐた。その後での、格下げ⁽⁷⁾であることの意味を十分分析すべきである。

神祇官に課せられた任務は、いかにして祭政一致・三治一定のための神社規則を施行するか、であつた。「凡御一新以来未天下諸神社及神官之規則不相立依之其方向ヲ失ヒ候上追追地方改革ニ付テハ一差支類ニ地方之処置方何出等有之候得共一定ノ規則無ニ付雙方迷惑不少又祭政一致之御趣意地方末末ニ至迄神社之定則無之候テハ更ニ其詮無之」⁽⁷⁾との神祇官上申(三年十一月)が、当時の神祇官の根本認識だつたのである。そして、神社の一般規則が立たない限り「本教宣布」の事業もままならない、といふことになる。この神社規則を成立させ、神社改正を成就することによつ

て神祇官はその任を終へ、やがて神祇省へと改組される。「朝廷に深き思召ありての事なれば、少も憂ふべき事なし、かへりて斯道は盛になるべき」と語つた神祇大輔福羽美静の言が、常世長胤(8)クラス(9)の人間に理解不能であつたことは想像に難くない。福羽の主亀井效監は逸早く廃藩を申し出てゐたのであり、神祇行政の最高首脳たる福羽が国家的次元で神祇政策・行政を勘案したであらうことは十分に推察できよう。

神祇官を太政官より上位にあつたとし、あたかも神祇・宗教行政が神祇官だけで専行できたかのやうに考へる研究者からすれば、簡単に「神祇省への格下げ」と述べるであらうが、その政策・行政が議政官・弁官(10)を通さねば何一つ実施できない組織になつてゐた事実の見落し、軽視がかかる認識を生む(11)。神祇規則すら太政官の公布がなければ実現不可能であつた事実を重視すべきであらう。太政官にいかにか己れの方針を認めさせるか、に神祇官はその存在意義を賭したのである。そして、明治三年十二月、その非力さに落胆しさうになつたが故に神祇伯兼宣教長官の中山忠能は辞職伺ひすら呈するに至つた(12)。以後、神祇官は猛烈に神社改正(その第一に着手すべきは神宮であつた)に向けて力を注いだ。

二、大小神社取調と神祇規則

慶応四年(明治元年)五月九日、維新政府は伊勢両宮ならびに大社・勅祭神社以外の神社社家は神祇官支配とせず、府藩県支配とした。これは、同年三月十三日に諸家執奏を止め(13)、神祇官再興の節には「天下之諸神社神主禰宜祝神部ニ至迄」その附属とし、追々諸社取調べを行なふとの令を出したものの、性急には事を運べなかつたので、取り敢へず神祇官支配社を限定し、その掌握に全力を注ぐことを優先したからであらう。ついで同年十二月二十日、各府藩県に令して神祇官直支配社以外の式内大小神社および式外大社、府藩県崇敬神社の取調べを命じた。さらに翌二年六月十日にも神職継目や主要神社調査を達したが、さほど調査が進展したとは考へられない。殊に神職継目の意味や式外大

社などといふ言葉を理解しなかつた藩もあつたらしく、松江藩は継目に文例があり、かつ官銀を差出す必要があるか否か、継目とは狩衣等の免許のことか、さらに式外大社とはどのやうな社柄のものか、等について伺ひ出てゐる(一二年三月五日)。まさに矢野玄道がいふやうに「神典不案内之府藩官吏」⁽¹⁵⁾の実態が表はれてゐる。かうした「不案内」を解消するためにも統一的な神社規則が必要とされたのである。ましてや明治三年三月段階に至つても神祇官直支配社の社名すら把握してゐない県が存在してゐたのであるから直吏急務のことであつたらう(それも神宮を擁する度会県からの伺ひであつた)⁽¹⁶⁾。

神社・祭典調査はその数の多さや府藩県のとまどひによつて遅々として進まなかつたやうであり、このため政府も神祇官が直接掌握できる諸大社の改正から着手することにしたのである。三年二月九日には神祇官へ「別紙二十九社奉幣祭典御再興ニ付式目委細取調候様 御沙汰候事」との太政官御沙汰があつた。すなはち大奉幣が出雲大社、熱田、宇佐、鹿島、香取の五社、大祭が賀茂下上、氷川、石清水、春日の五社、中奉幣が香椎、宗像、日吉、三輪、大和の五社、中祭が八阪、北野両社、小奉幣が大宰府、広瀬、石上、広田、住吉の五社、小祭が松尾、大原野、吉田、平野、稲荷、梅宮、貴船の諸社であつた⁽¹⁷⁾。基本的には中世の二十二社制を踏襲したものである。ついで神祇官は三年二月二十一日、「別紙式社并式外ニテモ大社ノ分取調ノ事件且諸国大小ノ神社神職等許状願ノ事件御評議ノ上御布告ニ相成候様致度依テ此段申進候也」と上申、太政官は二十九日、差し当つて官幣神社を九月までに調査し、神祇官へ届出ること、さらに神職継目等は従前神祇官へ願ひ出するやうにしてゐたが、一定の規則が出来るまで地方官が処理するやう布告した。

同年十月十七日神祇官は「此節ニ至リ従来ノ通ニテハ不相濟候ニ付別紙ノ件々至急取掛申度就テハ今般ノ改正弘世ノ規模ニ相成不輕儀ニ付御評議ノ上ハ別紙ノ趣御沙汰書ヲ以被 仰出候様有之度此段申進候也」⁽¹⁸⁾と太政官に上申。そして左の御沙汰案を付した。

一 官社以下大小神社席順定額ノ事

一 祭典式并祭政一致三治一定ノ事

一 神祇職制并叙位ノ事

右永世ノ規模更ニ取調被 仰出候事

これを承けて太政官は同二十五日、官社以下大小神社の順序定額、祭政一致のために祭典式を府藩県一定とする事、神官の職制・叙任の事、一の三条について「永世之規則」を立てるやう神祇官に取調べを沙汰した。同時にこの取調べのため正親町三条大納言（嵯峨実愛）と坊城大弁（後政）の兩名が御用掛を命ぜられた。⁽¹⁹⁾ ついで閏十月二十五日神祇官は弁官に宛てて左のやうに上申、布告案を添へた。

別紙箇条書ノ通り至急府藩県へ御布告ニ相成候様致シ度候依テ申進候也

一 官社以下大小神社順序定額ノ事

一 祭政一致ノ意ニ基ツキ祭典式府藩県一定ノ事

一 神官職制并叙任ノ事

右永世ノ規則更ニ取調神祇官へ被 仰出候間別紙箇条書至急取調当十二月限り差出可申事

但右期限マテ取調行届兼候分ハ明細取調ノ上重テ可届出事

太政官

（別紙箇条書は略す）

この神祇官上申と布告案を承けて太政官は閏十月二十八日、

今般国内大小神社之規則御定ニ相成候条於府藩県左之箇条委許取調当十二月限可差出事

と布告、大小神社の総合的調査を各府藩県に命じた。しかしこの布告には肝心の「神社之規則」の標準たる上記の三

ケ条が全く触れられてゐない。恐らくこれは、当時すでに神祇官には神宮官員改革案や官幣・国幣社の候補神社、格社・郷社の創設ならびに各社格の神官職制・祿制などについて大凡の素案が出来てゐたから敢へて表に出す必要もなかつたからであらう。すなはち神祇官は同年十一月、

官社定額及御規則一定ニ付而ハ第一神宮從來之弊風御改正可有之処先達青山少祐同地へ出張為致粗取調之書類ニ付凡概之見込モ御座候へ共第一神宮任選御改革無之候而者凡而之次第相立不申ニ付荒増別冊之通見込差出申候条此余之手順御評議有之度候也

と上申、「何分一般之規則廟議御一定ノ上先大綱ヲ施行」することが重要であり、「追追各地ノ難易ヲ察漸漸改革」すべきことを強調してゐる。しかしながらこの神祇官案には、まだ復古的要素が残存してゐる。神宮改革を最重要視したはずの当の神祇官が、祭主は中臣姓かさもなくば藤原氏を大中臣氏に復姓させて任用すべきとか、あるいは内宮五禰宜以上は荒木田姓以外は任用すべきでない等の案にはそれが表はれてゐよう。(ちなみに、十二月二十二日付で弁官に上申した神祇四姓―王氏・中臣氏・忌部氏・卜部氏―の取立てもかかる復古的側面の一とも見られる。ただ、これは神祇官員が一般事務のみならず祭典等の特殊任務―他の官衙官員から見れば―の二つを兼任せねばならず、「官中ノ執務區別相立」つやうにすべきとの意から出たものである。さらにこの時は神部の必要も訴へてゐる。このことは後の大中少掌典、神部の設置による祭祀と一般事務、宣教事業の区分に通ずるものであり、神祇官が既に当時から祭と教の分離を指向し始めてゐたことを示すものである。ただしこの時、太政官がいかなる指令を出したかは不詳である。)

復古的云々はともかくとしても、神祇官はすこぶる詳細な案を作成してをり、官幣社三十九社(大三十一社、中七社、小二社)、国幣社六十三社(大なし、中四十六社、小十六社)および一応未定の札幌神社(国幣小社)を加へて百三社の官社が列記されてゐる。またこれら官社以外の社を格社(府藩県崇敬之社)、郷社(郷邑産土神)の二等に分け、「右以外一村一社ノ産土神及村落ノ小祠都テ郷社ニ合併ス可シ其合併ノ法則氏子調ノ定則ト共ニ是ヲ立ツ可シ」としてゐる。この案の

時点においては、神祇官は一村一社制よりも一郷一社制を念頭においてゐたものと見え、またその制には氏子調べが不可分の要素として認識されてゐた。⁽²⁰⁾さらに「規則案」として官幣官社、国幣官社、格社郷社それぞれの管知、祭典式、神官職制・補任方法、官祿・食祿等について詳細な規定を設けてゐる。殊に国幣社にあつては、官司は権大参事か少参事が兼任すべきとしてをり（これは四年五月十四日の太政官布告も同じ）、政府の祭政一致策の具現化とも見られよう。

この神祇官案は大筋において太政官の承認を得たのであらう。すなはち翌四年一月二十七日、左のやうに掛合つてゐる。

旧臘御決議相済候官社以下定額並神官職制等早々御発表相成度ニ付則御布告案大々取摘差出候間尚御取捨ノ上御布告有之度事

但祭典式取調中ニ御坐候処此件一時ニハ御布告難相成子細モ有之候ニ付追々取調ノ上御評議伺候様致度都合ニ御座候事

一今般御布告ニ付テハ 神宮御改革第一ノ儀ニ付祭主任撰至急可被 仰出候事

一氷川社差統候社柄ニ付同社大小宮司ミヤノ任撰是又至急可被 仰出候事

右件々至急 御沙汰有之度候也

辛未正月廿七日

神祇官

弁官御中

この時に出された神祇官の太政官布告案は左のごときものである。

一天下諸神社官社以下ノ順序及神宮職員御改革御規則別紙ノ通被 仰出候ニ付官社有之地方ハ追テ夫々御達可有

之府藩県郷社ノ分ハ昨年御布告有之候明細書上ケヲ以テ神祇官取調區別ノ上差図ニ可及其節凡テノ定則万端処

置振同官へ打合可致候事

一 官社以下府藩県社郷社神官悉皆地方貫屬士族卒ニ編籍可致事

但御改正新補ノ調ニ付職任ニ不堪或ハ於一社冗員タルノ輩士卒農三籍従前ノ身柄相当地方適宜ニ從テ編籍可

致事

一 従前白川吉田及諸家執奏ノ神官叙爵悉皆返上可致旨可申達事

太政官

そしてさらにこれに付して「神宮職員」、「官幣官社」、「国幣官社」、「府藩県社ならびに郷社」、「職員」、「規則」について記してある。この四年一月案（B案とする）と三年十一月案（A案とする）との異同について少しく見てみよう（神宮改革については次節で触れるので本節では省く）。まづ（一）A案では格社となつてゐた府藩県崇敬之社が府社・藩社・県社と明記された。（二）官幣大社のうちA「生国魂神社」がBでは「生国幸国魂神社」と変更。（三）「京畿」「東京」「諸道」等の区別をB案では付さず、畿内から起して東国（武蔵）から西国へと配列してある。（四）香取、鹿島をBでは神宮と改称。（五）A「宇佐宮三社」とあつたのをB「宇佐神宮」とした。（六）Aでは中社の白峯宮をBでは大社とした。（七）Aでは「鎌倉社」をBでは「宮」とした。（八）Aの国幣中社荊田嶺神社（岩城国）を削り、Bでは陸奥国として一社分を設けた（未定）。（九）Aでは「官幣 神祇官管知」「国幣 地方官祭之」とあつたがBでは「神祇官所祭為官幣官社」「地方官所祭为国幣官社」とした。（十）Aにあつた産土神・小祠の郷社への合併を削除、氏子調べ云々は記されてゐない。

以上が四年一月案と三年十一月案の主なる差異であるが、官社は一応の取調べも済んでゐたであらうから、次で神祇官が府藩県社郷社に意を用ゐるやうになつたことは推察に難くない。特に郷社の位置づけは直接に戸籍区の編成に關するものであつたし、四年四月四日の戸籍法公布に向けての諸準備の上からもその取扱ひはゆるがせにできないものであつたらう。しかし、この府藩県社郷社の調査はなかなか順調には進まなかつたのであらう。五月十四日の布告

にも「尤府藩県社郷社ノ分ハ先達テ差出候明細書ヲ以テ取調區別ノ上追テ神祇官ヨリ差図ニ可及候条其節万端処置ノ儀同官へ可相伺事」として、同年一月の神祇官布告案と大略同じである。わづか百ほどの官社の調査と十数万を数へる諸社では、その調査能力には自ら限界があつて然るべきであらう。

前述したやうに明治四年五月十四日、太政官布告第二百三十四が公布され、官社以下定額ならびに神官職員規則が別紙にて明示された。この別紙において一月案の生国幸国魂神社は生国魂神社、神宮号のあつた香取・鹿島・熱田・宇佐は神社とされた。また杵築大社は出雲大社と改称、中社と小社に予定されてゐた白峯宮、鎌倉宮を削除した。また国幣社では岩代国と陸奥国を空け、さらに札幌神社を小社に正式列格し、既定六十二社とした。職員に関しては定員、位階は一月案と同じであつたが、職掌の明記は削除されてゐる。また「規則」においても神祇官の支配色が薄れてをり、官幣国幣の区別も従前より薄くなつてゐる。すなはち神祇官案では官幣官社（大中小社とも）長官のみ上京叙任であり、国幣社長官は神祇官の判授とされてゐたが、布告では官幣・国幣とも大社の長官は上京叙任とされ、中小社長官が神祇官判任とされた。このことは神祇官の官幣社重視策への反動であらうが、当の神祇官の首脳であつた福羽美静の後年の述懐によれば、元來官幣・国幣の区別は便宜的なものであり、いづれすべて官幣になるはずであつたといふ。⁽²¹⁾この回顧談はかなり信頼できるもので、官幣社・国幣社の差別は漸次解消に向つてゐる。⁽²²⁾かくしていはゆる官社は徐々に整備されていくのであるが、神社の頂点をなす神宮と底辺ともいふべき郷社の扱ひには神祇官も政府もかなり苦慮したものだと思はれる。しかしながら四年六月中旬までには神祇官も郷社の位置づけに対しては成案があつたらしく、五月十九日弁官に宛てて左のやうに上申してゐる。

郷社ノ儀ニ付別紙布告案御廻シ申候間至急御評議有之候様存候仍テ申進候也

この神祇官の布告案は首書が「先般被 仰出候御布告面ノ内郷社ノ儀別紙ノ通相心得取調可致候事 太政官」となつてゐる他は、別紙文案はそのまま七月四日に出された「郷社定則」（太政官布告第三百二十一）と同じである。しかし弁

官はこの案が官社以外の神社取調べの結果としては不完全であると思つたやうで、六月二十三日神祇官に宛てて「神社総数区別等至急取調御申出有之度此段御掛合及候也」と照会してゐる。だが現実には神祇官としても官社以外の諸社の取調べは進んでゐなかつたので同二十八日、「神社総数区別等取調可申出旨御掛合有之候処官幣国幣ノ外未タ取調不行届ニ付即今難及御答候此段申進候也」と回答せざるを得なかつた。かくして太政官も四月四日の戸籍法発布のこともあり、この神祇官布告案である程度満足せざるを得なかつたのであらう。七月四日、戸籍編成に最も関係の深い「郷社定則」「大小神社氏子取調規則」「大小神社神官守札差出方心得」をそれぞれ発布、戸籍法の補完として郷社制度を利用せんとしたのであつた。⁽²³⁾無論、この「郷社定則」はすこぶる法令としては他に比して具体的であつたが、やはり地方には混乱を生じさせる代物であり、郷社と村社の祠官、祠掌の関係や戸籍・氏子区域の問題などに課題を残した。⁽²⁴⁾かかる官社以外の府県社郷社の取扱ひや位置づけ、実態把握に関しては政府部内にさへその正確な実情把握・知識はなかつたのである。たとへば五年二月五日には大蔵省が、(一)府県社の定額、(二)府県社年中祭資および營繕費の出処、(三)郷社以下の祭資および營繕費等の民費課出の全国一定化の有無、等について神祇省に問合せてゐる。⁽²⁵⁾また同年八月十九日には史官から教部省に官社以下神社の総数について問合せがあつたが、教部省は官社についても未定五社(國中四、國小一)を挙げ、府県社に至つては東京の三社と大阪の一社を挙げてゐるに過ぎない。⁽²⁶⁾まして郷社以下の諸社の把握は到底不可能な状態であつたといへよう。「郷社定則」と密接な関係にある「大小神社氏子取調規則」が周知のやうにうまく進展しなかつたのも当然であつたといへる。神社を核として、そのみで人心を捉へようとする神祇官(教部省も同じ)の姿勢が現状に合致しないことはもはや明瞭になつたのである。

しかしながら神祇官の神道国教化政策は失敗したかも知れないが、国家・政府はそのものが全体として神道国教化政策を唯一の民心把握の術と心得てゐたわけではない。神祇官や教部省の方針・意向をそのまま国家のそれと同一視しては、国家の論理は正確には理解されえないであらう。神祇官は神社制度の基礎を形成さへすればよかつたのであ

る。余のことは行政官に任せて然るべきであり、また實際さうである他なかつたのである。⁽²⁷⁾

三、神宮の御改革

明治初年における一連の神宮御改革（以下神宮改革と記す）については既に詳細な研究が残されてゐる。⁽²⁸⁾しかし、神宮改革はそれだけでも巨大な事業であり、ましてや神社改正策の最重要の一環としてなされたものであることに注意するならば、当然従前の研究のみで事足りる問題ではなからう。殊に、神宮改革に最も尽力した浦田長民を大きく評価してきたのがこれまでの研究の特徴であり、それは一応もつともなことはある。だが、神宮改革は決して神宮のみのために企てられたものではない。神宮の改革の成功いかんが、すべての神社改正策の成否を占ふものであつたことは充分注意さるべきであらう。有体にいつて、浦田長民一個人を特別に重要視することは決して不可とはいはないが、その過大評価は、国家の政策を個人レベルに引下げて理解するといふ危険に陥りやすい（浦田を大宮司にしないで、浦田の最も嫌ふ薩摩出身の田中頼庸を大宮司に据ゑさせた政治力は、もはや個人の過去の功績評価で神宮を論ずる次元を越えてゐる。これは福羽美静の場合も同じであり、さらにいふならば神祇官の「格下げ」も同様である。「改革」の推進者は必ずしも「改革後」の中枢たりえない。それは、個人のいかなる意見・努力も「組織の論理」によつて始めて展開されるからに他ならない。福羽はこのことを冷徹に見透してゐた）。本節ではかかる「危険」に留意しつつ、明治初年の神宮改革が国家的次元でいかに推進されていつたかについて多少なりとも触れてみたい。

浦田長民が神宮改革に尽力したことは前述した。藤井貞文氏も「神宮の改革に就ては浦田長民の活動を無視することとは出来ない」とし、⁽²⁹⁾長民が元年七月二十七日橋本実梁度会府知事に提出した意見書を紹介されてゐる。これは三木正太郎氏も抄出ながら紹介されてゐるが、全十五ヶ条に及ぶ長大な意見書である。さらに長民は八月にも神宮改革に関する建言書を橋本知事に提出してゐる。かく長民は二つの意見書（建言）を橋本知事・度会府に提出したのである

が、それは實際どのやうに扱はれたのであらうか。三木氏も「浦田長民の上申したこれらの建策は、どの程度實際の施策に反映されたのであらうか」⁽³⁰⁾と疑問を呈されてゐるが、結局、明治四年の神宮改革断行に現はれた施策にその影響が認められる旨を記されてゐるに止まる。ここで参考とすべきは、阪本健一が「神宮の御改革は：神祇官員のみならず、橋本度会府知事をはじめとして、元田・河田・浦田等その幕僚が非常な苦心を払つたところであつた」⁽³¹⁾と述べてゐる点である。この指摘は正当であり、上記の浦田建言も橋本知事によつて弁官に上申され、「右ハ神祇事件ニ付於当県施行可致儀ニ無之朝廷ヨリ其筋へ御達相成度依テ別紙写差出候間急速御沙汰被為在度候也」⁽³²⁾として、この浦田建言を神祇官が採用、実施するやう促したのであつた。また、元田直、河田精之丞^(景福)も元年九月二十五日、かねて上申してゐた神宮改革のため福羽美静を度会府に駐在させるやう願ひ出てゐる⁽³³⁾。そしてさらに「政権一途ニ出不申候テハ万端不都合ノ儀可有之候間神祇官ノ権ヲ度会府ニ為御授被成下候様奉存候」として、度会府が神祇行政の権限を持つことを希望してゐる。これは浦田建言の「祭政一致ノ御旨趣ニテ、今般当政府御開被遊候へ共、神事祭祀等御管轄無之テハ祭政一ニ出ルノ場ニ至ル間敷奉存候、：知事公ヲ以テ即祭主ニ被為在」云々といふ構想と一致するものであらう。結局、福羽の度会府派遣は神祇官の人手不足のために実現しなかつたが、なほも度会府は、府としての祭政一致策の実現に固執してゐるやうであり、十月十五日にも再度、「神祇官ノ権当府へ御分ケノ儀ハ是非共御差図相成度左無之候テハ祭政一致ノ目途無之種々当惑ノ事件差起り候間何卒急速 御沙汰被下候様奉存候也」と願ひ出てゐる。

このやうに度会府が祭政一致、神祇行政権の移譲に異常ともいふべきこだわりを示したのは、いまだ神宮では旧来の祭主の権限が強大であり、かつそれを神祇官が支援してゐたと考へたからである。たとへば度会府は、神宮の権禰宜は重代・地下を問はず一体のものとしようとしてゐたのであるが、「重代権禰宜ト地下権禰宜家格差別此迄通相守混雑無之様可相心得事 辰十一月」との達を神祇官からの達と思つたのである。また弁官も「祭主家へ相達候通可相心得事」と指令したのであるが、これは十一月二十七日付の神祇官回答によれば「右ノ差図ハ藤波ヨリ申達候由ニ有

之候」であつた。だが、この時点においては神祇官は急速な神宮改革は望んでをらず、十一月五日付で弁官事に、混雑を来す恐れがあるので従前の通りでよいと答へてゐる。恐らく神祇官は神祇官独自の神宮改革を考へてゐたのであり(無論、権限移譲を公然と要求する度会府に好感を有してゐるはずはない)、度会府の急進的な神宮改革の独断専行に対しては少しく批判的であつたらう。この間の事情は、たとへば度会府が「禰宜格式度会府ト藤波家トニ迄ニ相成不可然何レハ御規定有之度奉存候事」としたのに対し、神祇官は「大宮司以下神職進退ノ儀ハ祭主家可為差図敷右ノ外於度会府取計可有之歟」と、あくまで度会府を排除しようとしてゐることに如実に示されてゐる。もつとも、弁官は権禰宜格式進退等について、神祇官の確定した答を求めてゐたのであるが。以上見てきたやうに、少なくとも明治元年の時点では、神宮改革に際しての神祇官と度会府の方針は、かなり隔りがあつたと見て大過あるまい。⁽²⁴⁾

ところで、およそすべての改革に當つて重要な位置を占めるのが経済的問題であらう。財政の裏づけなしにはいかなる改革も成功することはないといつてもよい。神宮改革の場合も例外ではない。神宮の経済的窮乏は久しいものであつたが、維新後もその状態は変らなかつた。⁽²⁵⁾ 山田奉行に替つて、特別に度会府が設置されたのであるが、府にとつて重要なことは府経費ならびに神宮費の確保であつた。度会府の窮乏を知つた行政官は十月、神宮改革の実施を条件に正米一万石を元年九月から二年九月までの分として下付したのであるが、あくまでこれは「当分」の処置であつた。しかし度会府はこの正米を庁舎移転費用として使ひたい旨を伺ひ出たので、弁官は十二月十三日この処置は「不都合」であり、「猶改正ノ次第委細可被申立候此段相達候」として度会府にきちつとした神宮財政の再建計画を立てるやう命じたのである。しかし、「知府事以下月給ヲ弁スルニ足ラス」といふやうな度会府当局にあつては、この一万石をすべて神宮費として使用することは不可能であつた(事実、この正米一万石は直接神宮費として神宮に渡されたものではなく、「被属其府」たのであるから、府がまづ自己の強化費として使用せんとしたのも無理はない)。いづれにせよ、度会府・神宮ともどもその経済は破綻寸前であつたのが実情であらう。この窮乏は明治三年十一月に至つて極に達し、橋本

度会県知事は神官の職祿の窮乏を訴へ、その救済を求めたのであつた。³⁶⁾さすがの神祇官もこれを憂慮したらしく、左のやうに弁官に上申してゐる。

両宮神領ノ儀方今取調ニハ候へ共当冬中ニ御発表ニ相成可申哉其程難計候ニ付先当年ノ処ハ度会県知事申出ノ通何レヨリ成トモ被下米有之候様仕度存候也

庚午十一月九日

神祇官

弁官御中

この神祇官上申に対し、早速弁官は大蔵省へ照会、大蔵省は次の通り上申した。

大官司以下職給之儀見込ノ趣取調申進候処来春改正確定被 仰付候趣ヲ以猶御達ノ次第モ有之候ニ付テハ去ル辰年御附属米一万石ノ内三千石臨時手当トシテ度会県備米イタシ置遣払候残千九百二十八石七斗七升五合ノ内ヲ以テ千九百五十石御下ケ渡ノ程同県へ御沙汰相成可然ト存候此段申進候也

庚午十一月十四日

大蔵省

弁官御中

すなはち大蔵省は四年春に神宮改革がなされるものとして臨時出費に同意したのである。しかし大蔵省がかかる不確定な官費支出を好ましく思つてゐなかつたことは確かであり、十二月二日付の弁官に宛てた下付米の明細を付した回答書には「本年又々因襲姑息ノ御処分相成候テハ際限モ無之不可然儀ニ付追テ職給御確定次第御渡可相成筈神祇官へ御沙汰御坐候様存候因テ御付箋按取調及御回答候也」と、神祇官に早々の取調べを行なはせ、神宮費を確定させるやう弁官に迫つてゐる。

以上見てきた通り、明治元年から三年にかけて、度会府(県)官員は神宮改革には意欲を見せたのであるが、近世末以来の神宮領の疲弊にともなふ神宮そのものの経済的窮乏や祭主藤波氏の存在による旧風温存等によつてその改革は

遅々として進まなかつた。もはや神祇官のみの（もちろん度会県も同じ）神宮改革には限界があつた。太政官の権力によつて、あるいは太政官を動かすことによつてしか神宮改革——それは全国の神社改正の成否を左右する——は成しえなると神祇官は判断したのである。神祇官が神社改正——官社定額ならびに規則一定——を行なふに當つては、まづ神宮の改革が第一になされる必要があると考へたことは、三年十一月の前記「神祇官上申」によつて明らかである。このやうに、神祇官は神宮をも含めた官社改正には、まづ神官任選の改革がなされなくてはいかなる改革もその手順が立たないと考へたのであつた。しかし、この神宮の改革案（神宮官員改革案）も前述したやうにさほど人材登庸主義的ではなく、祭主を中臣氏とするか、又は藤原氏を大中臣氏に復姓させて任用すべき、など未だ蒲田のいふ「流例」を打破し切つてゐない（因みにこの藤原氏の大中臣復姓は、蒲田が元年九月の建言で「若流例ニテ不相叶儀ニ候ハバ、御勤職中大臣氏賜姓被為在候様仕度奉存候事」を承けたものと思はれる）。官員任選案で新味があるのは大少宮司二員だけで、大宮司は「改革ノ重事アリ妙選ニアラサレハ治ム可カラス」とし、少宮司は「大宮司補助無ンハアル可ラス最精選ニアリ華族士族ヲ論セサル可キ歟」としてゐる。禰宜以下は定員削減をしてゐるものの従来の祠官を任用する姿勢を取つてゐる。恐らく神祇官としては祭主を祭り上げ、精銳の大少宮司によつて徐々に人事改革を行なはうとしたのではなからうか。かう考へるならば、復古的の云々と述べたのはいささか表面的すぎる見方かも知れない。しかし、この神祇官の神宮官員改革案は、翌四年一月二十七日に出された「神宮職員」によつて改正されてをり、祭主以下の官位相当と員数、職掌のみを記すに止まり、前案の復古色は一掃されてゐる。そしてこの案が出された二日後の一月二十九日には従来神祇大副・祭主を任とした藤波氏（教忠）が祭主を免ぜられ、代つて神祇大副の近衛忠房が兼任祭主となつた。藤波教忠は三年九月「自今 両神宮神城内住居被 仰付候事」と太政官から命ぜられ、京都を引括つて伊勢に居住することになるが、その間藤波がいかなる役割を果たしたかは筆者は知らない（教忠は九月の神嘗祭に参向した時、内宮三禰宜藤波氏命に「御一報」の世情について愚痴めいたことをこぼしてゐる。そして「御時節を相待つより外無之」と語つたと

いふことから、彼が政府の改革を進んで受入れたとは思はれない。

政府・神祇官はこの藤波解任によつて一挙に神宮改革に着手しようとしたと思はれる。まづ神祇官は「神宮御改正至急御手ヲ可被附候間左ノ運可然哉」として、

一 兩宮正権禰宜ノ中人躰見立ニテ一人宛度会県大少参事ノ中神宮社中心得ノ者一人右至急御呼立可有之

一 右御呼立ノ上一社任用ノ人躰其外神宮情実聞取ノ上神祇官祐一人出張可被 仰付

一 神祇官神宮出張ノ上任撰ノ人躰弥見立ノ上姓名注進可致ニ付其人躰御呼立補任可被 仰付

一 大宮司新任御呼立ノ間本官勢州出張中京都ニテ加茂男山兩社改正ノ手ヲ付可申事

一 大宮司拝任ノ上祭主祭主勢州出張被 仰付序ニ御改正ノ為臨時奉幣可有之 勅使并弁官出張雙方立会神宮御改正可有之

一 神領一切ノ取調并家祿分配等ノ儀地方官へ御委任可有之候哉

といふ六ヶ条からなる神宮改革案を提示。同時に上下賀茂社、氷川神社、男山八幡宮を改革し、これに成功したあとで「官社一同相運候方可然候哉」と述べ、神祇官が伊勢兩宮と該四社改革を強く望んでゐたことを窺はせる。

四月三十日、神祇官は弁官に、「神宮御改正御用ニ付度会県大小参事ノ中ニテ兩宮神官人躰心附ノ者一人至急御呼立ノ儀御達給度此段申進候也」と上申、度会県大参事河田景福が上京することになった。また皇大神宮からは禰宜蘭田守宣(五月二十七日着)、豊受大神宮から桧垣貞董(同二十九日着)が神祇官に出頭、約四十日余り滞在して七月十一日に東京を発ち、帰途についた。兩名が滞京中いかなる御用を勤めたかは明らかではないが、当初三十日間の「神宮御改正御用掛」の予定であつたのが、約十日間延びてゐることからして相当具体的な改革案がこの兩名の実情報告を基に練られたのではなからうか。それは、兩名が帰勢する直前の七月五日には神祇大祐北小路随光が神宮少宮司に任せられ、さらに同日付で祭主近衛忠房、神祇少祐青山景通、同藤堂高泰が神宮改正の御用掛として至急伊勢に出張を命

ぜられてゐることからも推察できよう。ついで七月八日付で度会県大参事河田景福が神宮御改正御用を仰せ付けられ、同十二日度会県へ太政官からこの旨通達、「知事ニ於テ此旨相心得諸事打合不都合無之様取計可致事」と注意した。また河田が御用掛に任ぜられた八日、先に任ぜられた近衛ら幹部以外の神祇官員もそれぞれ約二十日間出張して神宮改革の任に当ることとなつた(官員は少史望月充武、史生村瀬元直の他使部、附屬小者各一名)。かくしていよいよ神宮改革は時間の問題となつてきたのであるが、この改革にこぎつけるまでには前記阪本健一が挙げた人々が深く関与してゐた。神祇官当局、浦田長民がそれに際して重大な役割を担つたことはいふまでもないが、さらに元田、河田、浦田らの直接の上司としての橋本実梁の存在も無視さるべきではない。橋本は六月三日付で三条実美、岩倉具視に宛てて書翰を認めてゐるが、⁽³⁷⁾その中で実梁は「当地ノ弊ハ師職ヲ業ト致シ候ヨリ生シ候」と述べて、河田大参事に託した別紙二策のうち第一策の師職廃止策を採用するやう訴へてゐる。この第一策は「師職之儀ニ付見込」と題されてをり、浦田長民の師職についての考へを十分参考にしたものと思はれる。しかし、これは浦田のそれよりも激しく、まさに七月十二日に出された神宮改革に関する御沙汰にある「師職並ニ諸国檀家ト唱へ御麻配分致シ候等之儀一切被停止候事」に直結する案と見てよい。以下、全文を紹介する。

宇治山田ニ於テ私ニ師職ト称候者凡五百軒余其内正員禰宜以下神職並非職ノ者及近來株ヲ買受商業兼帯ノ師職有之師職ノ業ハ孰モ同一ニテ諸国へ大麻ヲ配与シ参詣ノ雜人ヲ止宿致サセ取扱候事柄一トシテ

神宮ノ御名分ニ拘サルハ無之候

但正員禰宜ハ辰年以後給祿ヲ多クシ雜人止宿ハ差止申シ候 依之今度御改正ニ付テハ師職ト称シ候者共ハ断然御廃止姑ク元ノ門地ニ依リ士族卒農

三等ニ帰シ且又門地ニ候斥婦農ヲ願フ者ハ其意ニ任セ候様致度存候 今日ノ御政体ニ於テ門地ヲ論ジ候ハ実ニ頑固ノ事

へ不得之候ナリ 尤士族卒ト相成候者共へハ御扶持米可被下筈ニ候得共多人數ノ事ニテ迪モ御行届難相成存候間夫御含容ヲ乞フ

々一時生活ノ為祿ニ代ルノ資金ヲ賜リ神路山島路山前山其他所々ノ荒地ヲ割渡シ開拓地味相応ノ品ヲ植付サセ後

々ハ自力ヲ以糊口出来候様被成遣度存候尤初ヨリ帰農スヘキ身分ノ者モ右ニ准シ御処置有之度右ノ通ニ相成候上
諸國へ大麻頒布ノ儀ハ政府ヨリ御布告ニ相成諸府県藩管轄ノ戸数ニ照シ大宮司ヨリ府藩県庁へ大麻ヲ分付シ其庁
ヨリ府藩県社郷社等ノ祠官ヲ役シ管下一同へ頒賜候様相成候ハ、名分条理相立海内一般弥 神徳ヲ仰キ異教ヲ防
ヘキ一術ニ可有之存候

右ノ通大宮司ヨリ府藩県庁へ大麻分付致シ候様相成候へハ其入費償方ハ大麻拜戴ノ者ヨリ出ス所ノ初穂料ヲ管
轄庁へ取纏メ大宮司へ差送ラセ右ヲ以費用ニ相備候ハ、可然歟ニ存候

○当地方風俗不淳廉恥心地ヲ掃テ無之ハ師職ト云者有之配札ノ初穂參詣人ノ旅籠錢ヲ仰クノ外活計無之故ニテ既
ニ去辰年東國戰爭ノ節ハ配札ニ出行キ難キハ勿論參詣人モ從テ稀少ニ付一年ニシテ殆ト活路ヲ失ントスル者ア
ルニ至リ候是師職ト云者恒産アルニ似テ無之故ナリ其上大家ノ師職ハ自身配札ニ出行者無之檀廻手代ト唱ル者
ヲ使役シ自分ハ遊情ニ日ヲ送候者不少夫ヨリシテ農迄モ其風ニ押移リ游手徒食ノ者三分ノ二ニ御座候大略右ノ
情態ニ付一ケ年米穀諸色高価參詣人稀少ニ候へハ立所ニ窮迫シ平素ノ怠惰ヲ思ハスシテ動モスレハ救ヲ県庁ニ
仰キ又ハ窮資ニ類シタル所業アルニ至ル是恒産ナキ者ハ必恒心無ノ致ス処ニシテ地方ノ悪弊ヲ生スル根源ニ御
座候仮令今般神職ヲ御改正有之候トモ第一ニ弊ノ由テ生スル源ヲ塞カスシテハ御改正ノ実効果シテ立ヤ如何ト
懸念致候事ニ御座候固之本文ニ申陳候如ク断然御廃止有之資金ノ儀ハ当年ヨリ御收納ニ相成ヘキ元無稅地ノ稅
ヲ当末年来申年ト二ケ年御收納之レナキ積ニ相成右稅ヲ以夫々御給与ニ相成候へハ大藏省ニ於テ別段ノ御出方
ニ相成候ト申訳ニモ無之夫ヨリ追々荒地空地ノ地味ニ応シ桑茶楮等ヲ植付サセ候ハ、第一游民ヲ減シ物産ヲ興
シ其上後年相当ノ稅ヲモ御收納相成ヘク一挙三全ノ儀ト相考候

○右ノ通御処置相成候へハ地方ハ一時少々ノ沸騰怨望モ可有之歟ナレモ一時ノ扨騰怨望ヲ厭ヒ後年迄積弊御改正
ノ目途之ナキ儀ヲ一身ノ在職中サへ地方人民ノ怨嗟ヲ受スハ夫ニテ足レリトスルハ姑息因循ノ最甚シキ儀ト覺

知致候ニ付前文申上候事ニ候右ニ御改正相成候へハ一時厚望スル者モ終ニハ其業ニ安シ成程前々寒暑トナク諸
国ニ奔走シ活計ヲ営ムヨリハ仮令其身ヲ労働ストモ勉強次第衣食ニ安スル事ト初テ悦ヒ候者モ出来候ハント存
候乍去前文ノ見込不都合ノ筋ニテ御採用難相成候ハ、別紙ニ第二案ヲ申述差上候併此第二案ハ極テ止ヲ得サル
最下ノ策ニ候ユヘ可相成ハ前文ノ見込御採用ヲ仰キ候以上

辛未六月

実梁

以上、橋本実梁の師職廃止論を紹介したが、これを見てもいかに橋本が師職廃止に熱心であつたかが自ら分明となら
う。この案は神祇官の首脳たる福羽、門脇重綾神祇少副も披見してをり、七月九日には弁官に「神宮御改正ノ儀ニ付
度会県知事見込書一綴并同御改革ニ付云々ノ一綴御廻申候至急御評決有之度此段二綴相副申進候也」と上申してゐ
る。太政官においていかなる評議がなされたかは不明であるが、この上申から三日後の十二日には神宮改革に関する
御沙汰が出てゐることからするならば、神祇官上申以前に廟議は決定してゐたことも考へられる。いづれにせよ師職
廃止に関しては、橋本実梁の存在を無視してそれを語ることはできないだらう。

かくして明治四年七月十二日、太政官御沙汰第三百四十六により、(一)皇太神宮、豊受太神宮の差等あるべき事、(二)
大内人以下物忌父等の諸職はすべて主典、格主典等が分課する事、(三)従前の大官司附属職掌、諸郡司神宮司等は一切
廃止する事、(四)神宮職掌は職員令に基づく事、(五)荒木田、度会の両姓による両宮別々の奉仕を止む事、(六)両姓は由緒
あるも進退等は自今臨機の処置がある事、(七)一代権禰宜は本姓に復すべき事、(八)師職は廃止さるべき事、の八ヶ条が
達せられた。ここに至つて神宮は、かつてない国家の手による大改革を加へられたのであるが、無論かかる発令だけ
で実際に改革が成就されるわけではない。殊に大麻頒布に関連する師職の廃止は、従前の御師大麻を通しての人民と
神宮の結びつきを弱め、神宮崇敬が薄れるのではないか、そして廃された師職の今後をどう処理するか、といふ重大
な問題を残してゐた。⁽³⁸⁾ 故に、あへていふならばこの七月十二日の神宮改革に関する達は神宮改革の第一歩であつて、

爾後多くの関係者の尽力を俟つより手はなかつた。その先頭に立つたのが浦田長民であつたことはいふまでもない。以後の詳細は前掲三木正太郎氏の論考に譲りたい。

四、を は り に

以上、明治初年の神祇官による神社改正(改革)を通観してきたが、一体当の神祇官はこれによつて何を求めたのであらうか。確かに「神祇官は当初、府藩県に神祇曹を設置することで、全国の神社・祭祀・教化の掌握を意図してゐた」⁽³⁹⁾であらうが、それはあくまでも全国の神社・祭祀を統一するためである。神祇官の全国神社支配とは、神祇官がすべての事柄について直接神社・神職等を支配するといふ事ではない。⁽⁴⁰⁾そのやうなことは太政官でも不可能であらう。太政官の配下の地方官と同じやうに、神祇官の配下の神祇曹を望んだまでのことである。かの「神社規則」一定に神祇官があればほどはつたのも、祭の側面で中央集権の実を挙げるためであつたことはいふまでもなからう。だからこそ大社のみならず、小社をも取調べたのであり、府藩県社郷社の列格さへ地方の適宜には任せなかつたのである。まさに全国一律の「神社規則」の定立こそが神祇官および太政官にとつての神社改正の主目的だつた。往古の神祇官のやうに、祭祀さへ行なつてゐればそれで神祇官の存在意義、神國の風儀が保たれてゐるとされた時代ではもはやなかつた。「善きものは取らざるべからず」といつて憚らない福羽こそが明治の神祇官の姿であつたのだ。「永世の制度」は立てられなくとも、一応の仕事を終へたのが明治四年五月、七月の神祇官であつた。そして八月、神祇官は神祇省へと格下げされた。従四位相当でしかない神祇伯を頂点とする神祇官に格下げといふ言葉が正しくあてはまるのかどうか、筆者には分らない。ただいへることは、歴史年表、法令集のみを見て歴史を語る人にとつては、最も都合のよい言葉である、といふことだ。祭政一致とは何も神祇の役所が「官」として存在してゐさへすればよいといふわけでもなからう。それほどまでに、維新政府の指導者は政治音痴ではなかつた。神祇行政とて行政であ

る以上、それは所詮政治の論理に組込まれざるをえまい。それを拒否した玉松操、矢野玄道らの評価はまた別の次元でなされるべきであらう。

註(1)「若シ官幣國幣並從前ノ神官ヲ補スヘクハ神孫相承ノ族タリト雖モ一旦世襲ノ職ヲ解キ改補新任タルベシ」(「規則」とされた。この世襲廃止は諸家の神社執奏(吉田、白川、難波、飛鳥井、油小路、綾小路、鷹司、徳大寺、葉室、櫛笥等の各公家による執奏)の廃止に端を発してをり、神祇官による社家の直接支配によつて初めて可能なものであつた。四年一月の神宮祭主家藤波氏の解任はその代表であり、また同年三月には日光景が二荒山社、東照宮兩社司の「処置」を企て、六人のうち一人は解任されてゐる。

(2) この時、神官はすべて地方貫属支配となり、本籍は士族平民適宜を以て編籍すべきとされた。その編籍に當つては「従前叙爵家祿等有之又ハ家柄身柄自ラ士ノ体裁ヲ存スル者ハ士族余ハ総テ民籍ニ編入可致」(明治四年十月八日付兵庫県何に対する指令)とされた(『法規分類大全』社寺門神社一、一一九頁、および『公文録』)。しかし現実には必ずしもこの通りではなかつたやうで、上総杉山家は代々叙爵の神主家であつたが、平民に編籍されてゐる。

(3) 氏神・産土神の概念が當時はつきりしてゐたのではない。たとへば四年四月四日公布の戸籍法第二十則「氏神ノ守札」云々に関して、壬生藩は四年七月七日「氏神ト唱候ハ氏ノ祖神ト申儀ニ候哉又ハ鎮守産土神ヲ氏神ト称候儀ニ候哉」と伺ひ出、指令は「氏神ト唱候ハ産土神ト可心得事」とされた。なほ、郷社・村社と産土神、氏神等との関係については米地実『村落祭祀と国家統制』(一九七七年、御茶の水書房)に詳細な分析があるが同氏もいふやうに、當時はつきりとした神社の概念はなかつたのである。

(4) これは「永世の規則」(福羽美静の明治三十四年の談話)がその時確立されたといふことではない。官社たる官幣社と國幣社の取扱ひ上の区別、府藩県社と郷村社の差など、必ずしも官社・諸社の二大別で律し切れるものではない。特にこの制度が三治(府藩県)一定を目的としたものであり、藩の存在を前提にしてゐる制度として立てられたことに十分注意すべきであらう。

(5) 羽賀祥二「明治神祇官制の成立と國家祭祀の再編(下)」(『人文学報』五一、一九八二年三月)、六六頁。羽賀氏の論は確かに形式的にはその通りであるが、神祇官のもう一つの重要な職掌であつた宣教活動の重視(祭祀から國民教化へ)を考慮するならば、必ずしもそれは神祇官にとつて不本意な結果とはいへない。たとへば門脇重稜などは廢藩置県前から宣教

使のあり方について大久保利通と協議してをり、六月七日付で大久保は岩倉具視に、「宣教使之事ハ昨日門脇も参段々示談仕候又小野も参是又厚承申何事も順序を立是非進せねハならぬと御取懸ニさへ相成候得ハ一兩日之間ニ片付可申ト愚考にハ存申候只あれを談しこれを論し茶呑咄ニ而日々を送り候事事実以氣之毒千万ニ御坐候」と書き送つてゐる。神祇官の改革は大久保も考慮してをり、江藤新平の「政府規則」にある神祇伯は「左右大臣兼之」と同じく、「一神祇伯大臣兼之」としてゐる。と同時に「式部」の設置をも考へてゐることは、神祇官祭祀を宮中祭祀へと移行させるための構想でもあつたといへよう。いづれにせよ、明治四年半ばの神祇官改革に関しては福羽・門脇ラインと岩倉、大久保ら政府首脳の間係を詳細に見ていく必要がある。その意味で、羽賀氏の論文は重要な示唆を与へてゐる。

(6) 拙稿「明治初期の国民教導策―宣教使に関する覚書」(『教学研究大会報告』昭和五十八年五月、参照)。

(7) 『公文録』、『法規分類大全』社寺門、一〇五頁。

(8) 常世長胤『神祇官沿革物語』

(9) 常世は大講義生、正八位相当であつた。

(10) 弁官には江藤新平、土方久元らがをり、かなりの権限を持つてゐたと思はれる。だからこそ大久保は「弁官ハ伝達布告一方タルヘシ人員ハ四人ヨリ多カルヘカラス」と岩倉に建策したのである。

(11) 「右神祇伯ハ從四位下相当ナリ、；其事ニ任スル者ハ、尚太政官ノ令ヲ奉セサルコト能ハス、且管スル尠小ナレハ、必シモ八省部ノ上ニアル可ラス」(『官制案』、羽賀論文から引用)といふ理解が政府部内の一般であつたと思はれる。

(12) 神祇伯中山忠能は神社調査の遅延と宣教使政策の重荷、および病氣・老齢を理由に辞職を願ひ出たが許されず、四年六月二十四日まで在官してゐる。

(13) この達により難波・飛鳥井両家、油小路、綾小路、鷹司家などが執奏社名を届け出てゐる。

(14) 『法規分類大全』社寺門、八一頁。

(15) 『中御門家文書』下巻、一六四頁。拙稿「教部省設置に関する一考察」(『国学院大学日本文化研究所紀要』四四輯)、参照。
(16) 度会県は三年三月、弁官宛に「神祇官直支配社ト申者何レノ神社に御坐候哉心得不申候」と間に合せてゐる(『法規分類大全』、八三頁)。

(17) 『太政官日誌』明治三年二月九日条。

(18) 以下の史料引用はすべて『公文録』による。

(19) 正親町三条(嵯峨) 実愛は刑部卿を経て大納言となり、教部省設置と共に教部卿に任ぜられた。坊城俊政は二年七月大弁となり、大掌祭御用掛等をつとめ、四年七月式部長、同八月式部頭となつて宮中祭祀を初めとする祭祀行政に深く関与した。宮中・神宮・神社祭祀の整備・制定に坊城の果たした役割も、もつと考察する必要がある。

(20) このことは、必ずしも政府全体、あるいは各府藩県が氏子調制度の導入を支持してゐたことを意味するものではない。明治三年六月、長崎県に氏子改飯規則が施行されたが、この達を受けた大阪府は種々の理由を挙げ、この制度の導入に疑議を呈してゐる。つまり宗門改めに代るものとして氏子調を採用しようとしたのではなく、戸籍編制の一助としようとしたのである。これに対し、神祇官・教部省は氏子調そのものを神社制度に不可欠のものとして捉へてゐた。

(21) 島根県津和野町郷土資料館蔵「福羽子爵神祇談要旨」による「神社々格の事」、参照。

(22) しかし国幣社の造営・修繕費に関しては廢藩置県以後は却て混乱し、教部省はその官幣社並扱ひを執拗につづけた。その実現は明治七年九月三日布告の「官国幣社の経費を定め官費支給の件」によつてである。

(23) 郷社定則、氏子調については註(3)米地書、および高木宏夫「郷社定則と戸籍法」(福島正夫編『戸籍制度と「家」制度』所収)を参照。

(24) 四年七月十二日の伯太藩伺ひには「一村ニ二三社モ有之分ハ何レモ村社ニ相立一社毎ニ祠堂差置可申哉可相成ハ一社ニ合シ候テハ如何御座候哉」とあり、神祇省は「伺ノ通」と意見してゐるが、一社に合すといふ意味は必ずしも明確ではない。物理的な神社廃統合ではなく、祠堂を一社に置き、他は無人とするといふ意味であらうか。また兵庫県も十月八日「一社数区数村へ亘リテ自然ノ郷社ヲナスモノ氏子管轄庁違ヒナルハ社地元ノ庁ニテ社職選挙シ入会地ニテ何レヘモ附キ難キ分ハ氏子戸口多キ庁ニテ選挙致シ可然哉」と伺ひ出てゐるが、これなどは自然の郷社の人為的な行政区画の矛盾を如実に示してゐるものであらう。指令は「伺ノ通」であつた。この郷社制度の曖昧さによる混乱は廢藩置県直後のみでなく、明治十年の時点でも起つてゐる。たとへば島根県は四月二十三日「一区ニ兩社アリ祭神並勸請年代氏子区内ノ崇敬等甲乙ナキモ最前成規ニ照シ甲ハ郷社乙ハ村社ト相定メ乙社ニ於テハ頻ニ苦情相発居候向有之有様甲乙ナキハ一区ニ郷社併立又ハ郷社ヲ省キ村社ノミ想定置候テモ不苦哉」と伺ひ出てゐる。

(25) 『法規分類大全』、一一七頁。

(26) 『法規分類大全』、一一〇—一一一頁。

(27) 「国家の宗祀」たる神社の行政的措置が神祇省や教部省のみで立案され、実行されたと考へるのは大きな誤りであらう。

財政上・民治上の視点をも含めた研究がこれからの課題である。

- (28) 松本素彦「明治四年の神宮御改正」、藤井貞文「明治維新と神宮」（いづれも『神宮・明治百年史』上巻所収）、三木正太郎「浦田長民を中心とする―神宮祠官の活動」(『明治神道百年史』第五巻)、阪本健「明治神道史の研究」、および前掲、羽賀論文、等参照。

- (29) 藤井、前掲論文。

- (30) 三木、前掲論文。

- (31) 阪本、前掲書。

- (32) 以下の史料は『公文録』、『太政類典』による。これは、十二月五日付度会府弁官宛上申。
(33) 度会府知事橋本実梁は赴任前の八月十九日、左のやうな神宮に関する建策を出してゐる。

矢野茂太郎 右度会府へ暫時拝借相願候

人物ヲ以御用ヒ相成候ハ、判府事同権等御召使ニ相成候而可然候へ共若神宮ノ事等ニテ御用候ハ、矢張神祇官中ヨリ出候テ其取調候テ可然候何トナク出勤被詰候テハ不可然候事

一 神領三郡ノ儀ハ迅速ノ御取調ニモ難被為及哉ト奉存候間即今度会全郡御復進有之度候事

御復進等当然ノ儀可有之候へ共当時急速御取計如何御坐候哉何レ會計へ御詮議ニ可相成事

一 宮司以下一般風俗之正邪ハ神領ノ厚薄ニ依ル儀ト愚案仕候間奉申上候事

度会全郡若至急ニ御復進難被為出来儀ニ候へ、当分ノ処會計官ヨリ相応ニ御奉献被為在度候事(『公文録』)

なほ、実梁と浦田長民の關係については前掲藤井論文、参照。

- (34) この点について羽賀氏は、神祇官と度会府の神宮改革の思惑に対する相違とは見ず、度会府・神宮関係者の先行中央の本格的着手(三年二月)といふ時間的な問題として捉へてゐる。だが度会府は当初から神祇官の権限移譲を願ひ、その独自の改革を考へてゐたことは前記した通りである。なほ、羽賀氏は度会府に置かれた神祇官の権限移譲の初めではないかと述べてゐるが、度会府のそれはあくまで神祇官から独立した府独自の、従つて神祇官の指図を受けない、神祇曹を狙つてゐたと解すべきであらう。さらにいふならば、度会府(県)が神祇官とあまり接触を当時保つてゐなかつたと思はれる。神祇官の直支配社さへ知らなかつたのであるから。

- (35) 岡田宏「神宮の財政」(『神宮・明治百年史』補遺)参照。

(36) 三年五月、度会県は二年度は御下米がなく、元年十月下渡の一万石の残りで取計つてゐたが、もはや残りも少ないのである。十月から「相応ノ被属米」下行するやう弁官に伺ひ出てゐる。

(37) 羽賀氏はこれを「明治三年六月の知事橋本実梁私案」と記してゐるが、文面に「府藩県社郷社等ノ祠官」とあるのだからこれは四年でないという意味が通じない。なほ氏は註記では「明治四年六月三日付、三条実美・岩倉具視宛橋本実梁書翰」と書いてゐる。

(38) 師職廃止、神宮大麻問題については前掲三木論文が詳細に論じてゐる。

(39) 前掲、羽賀論文。

(40) 四年一月の神祇官の太政官布告案に見える「規則」においても、神祇官の神社直接掌握の色彩はほとんど見られない。